

令和5年11月17日

(照会先)

コンプライアンス部

コンプライアンスグループ長 長田 周久

参事役 藤澤 孝至

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室長 清野 秀明

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁(令和5年度上半期分)について

令和5年度上半期(令和5年4月～令和5年9月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、戒告処分については、原則半期ごと一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※)	制裁内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	東北福島年金事務所 室長(50代)	戒告	5月25日	年金給付関係届書の処理を遅延させていたもの
2	郡山年金事務所 室長(50代)	戒告	5月24日	年金給付関係届書の処理を遅延させていたもの

※ 被処分者の所属・役職は行為時のもの

以 上